

く概要>

員 数 1通

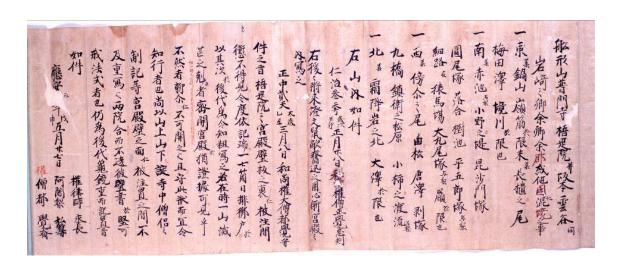
法 量 縦 31.6cm×横 42.0cm 竪紙 2 枚

時 代 南北朝時代 (応安元(1368)年)

・ 普前寺は、愛知県と静岡県の県境に近接した、豊橋市内の船形山中に所在する山寺である。平安時代後期から鎌倉時代に最盛期を迎え、当時制作された仏像など多くの文化財を有する。本注文(※)の内容は、船形山の旧境内域だけでなく、山麓の広域な支配地域について、その範囲を示したものである。

本写は、仁治3 (1242) 年の「普門寺四至注文」を、正中2 (1325) 年に書写、追記した「普門寺四至注文写木札」について、さらに後者の木札を応安元 (1368) 年に紙へ書き写したものである。仁治3年の原本は現在失われ、正中2年の本木札も下部が欠損しているが、応安元年に作成された本写しによって全文を復元することができる。

注文^(※) 古文書の形式の一つ。「一、…」のように事項列挙の形をとる。本木札「四至注文」では、四方の境界の目印等が列挙されている。下の画像では、右半分が相当する。なお、中央3 行が正中2年の追記、その左側が応安元年の追記。



普門寺四至注文写

一東議鍋山城筋於限未養植之尾 南華地東小野之提 是沙門城 松形山普門守悟是院 聚至高 西養傍介之尾 曲松 唐澤 剥城 件之首格是院了官殿壁板之裏。被注問 梅田澤 镜川《限巴 以其次後代為公知相馬之若在時一山藏 德不得見令度依記端一七篇日排鄉 户於 北華霜降岩之北大學本限也 細路在樣馬陽大九尾塚寺系屬水限也 圓尾塚 落合 樹池 平五即城泰索 不然者前分。不可解之人且守此状而宜合 芒之刻者 密用官殿摘證據可見手 九橋鎮衛三松原小师之渡流 知行者也尚以山上山下就寺中僧信人 我法式者也仍為後代義統重而記置言 及重馬公两院合而不透被壁書於堅可 制記等官殿壁之面"被注置之間不 石山外如件 右後一將来澄之鼠敵奮迅之用心前官殿 岩崎、柳余柳余那放他国迎城事 正中武天大成三月日和尚權大傳都電 仁治冬季為正月六日和雅僧王母惠則 千九五月本首 阿闍松 繁 在僧都 患者 推律師 水長

普門寺四至注文写

◆普門寺四至注文写

船形山普門寺・梧岡院并坂本雲谷、同岩崎之郷、 余郷余郡、 或他国仁混境之事

東葉鍋山嶺筋於限、末葉長櫃之尾、 梅田沢・境川於限也、

南葉赤池与梨小野之堤、毘沙門塚・ 円尾塚・落合・樹池・平五郎塚与梨細路

在、猿馬場・大丸尾塚与梨嶺於限也

北葉霜降岩之北、 大沢於限也、

西葉傍爾之尾・曲松・唐沢・剝塚・

九橋・鎮衛之松原・小柿之渡流与梨

山内如件、

仁治参年〈歳次癸卯〉正月廿八日

和□権僧正覚忠判

後々将来証文、鼠敵奮迅之用心、 聊宮殿之内写之、

正中弐天〈太歳乙丑〉三月八日

和尚権大僧正覚弁

件之旨、梧岡院之宮殿壁板之裏仁被注間、◇不得見、今度依記瑞、一七箇日排御戸

拠可見乎、不然者聊爾仁不可開之歟、 於、以其次於、後代為令知、粗写之、若在時一山滅亡之剋在者、 寺中僧侶之制記等、 宮殿壁之面仁被注置之間、 且守此状而宜令知行者也、 不及重写歟、 密開宮殿於、猶証 両院合而不違彼壁 尚以山上山下之

書於、堅可戒法式者也、 応安□年 〈戊申〉 五月廿七日 仍為後代亀鏡、 重而記置旨如件、

権律師 永長

阿闍梨 弘尊

僧都